

J R 東海労働組合関西地「申」第30号  
2014年12月25日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

## 会社施設内での職場集会に対する妨害に関する申し入れ

12月3日、鳥飼車両基地内の職場集会のために集会責任者が会社施設の便宜給与の申請を行った。その後、12月15日、鳥飼車両所以外で従事する5名の組合員の参加を申請した。会社は一旦受理したがその後12月19日、2名の参加者に絞るよう申請者に伝えてきた。

今回の会社の行為は、協約の履行に関して疑義があると考え、よって下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 今回、参加人数の制限を行った理由は、協約の何条に基づくものか明らかにすること。
2. 過去、便宜給与の参加者の制限を行ったことはあるのか明らかにすること。
3. 会社側幹事は「管理者の最繁忙期の対応」「対応出来る人数に制限がある」と述べているが、これは協約の何条に基づくものなのか明らかにすること。
4. 参加者の制限は、鳥飼車両基地内での集会に限っての判断なのか。見解を明らかにすること。
5. 12月15日に申請した時に現場管理者は受理した。その後19日になって人数の制限を通告してきた。一旦受理した内容を変更した理由を明らかにされたい。
6. 当初、参加者の制限を2名とした理由を明らかにされた。
7. 参加者の制限は、便宜給与に関する協約内容を一方的に解釈、変更する行為である。会社の見解を明らかにされたい。
8. 明確な理由がない中、制限することは集会に対する妨害である。会社側の見解を明らかにされたい。
9. 今後、便宜給与の申請時においては、参加人数の制限などの妨害を行わないこと。会社側の見解を明らかにされたい。

以上